

科目名	民法総則Ⅱ	科目分類	■専門科目群 □総合科目群		
			総合政策学部	□必修 ■選択	
				□必修 □選択	
英文表記	Civil Code (General Provisions) Ⅱ	開講年次	■1年 □2年 □3年 □4年		
		開講期間	□前期 ■後期 □通年 □集中		
ふりがな	さとう かつえ	実務家教員担当科目	○	修得単位	2単位
担当者名	佐藤 克枝	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用		
授業のテーマ	民法総則において中核的な要素である代理とその他の重要な規定について学び、次年度以降に学習する物権法、債権総論、債権各論、親族・相続法履修の基礎を習得する。				
到達目標	この授業の単位を修得した場合、次のような知識・能力を習得できます。 1 条文を素早く引くことができ、意味について概要を説明することができる。 2. 総則のうち意思表示に関する事例について、理由をつけて説明することができる。 3. 民法の基本原則について概要を説明できる。				
授業概要	民法総則は、今後学んでいく民法全体に共通して適用されるルールです。共通ルールという性質上、抽象的な概念が出てきますが、本講義では、先ず民法とは何かを確認したのち、民法全体を概観して、可能な限り具体例を示しながら民法総則を学んでいきます。				
授業計画					
第1回	代理の基本構造(1) 代理のメカニズム				
第2回	代理の基本構造(2) 代理行為に瑕疵があるとき				
第3回	代理の基本構造(3) 代理権の濫用、復代理、自己契約・双方代理、代理権の消滅事由)				
第4回	無権代理と表見代理(1) 無権代理（原則、利害調整）				
第5回	無権代理と表見代理(2) 無権代理（権限と責任）、表見代理序説―				
第6回	表見代理(1) 代理権の範囲内の行為、権限踰越等				
第7回	表見代理(2) 代理権がない場合の権限外の行為				
第8回	無効・取消し(1) 総説、無効の効果等				
第9回	無効・取消し(2) 取消しの効果等				
第10回	条件・期限				
第11回	住所・失踪				
第12回	時効(1) 総説・期間の計算				
第13回	時効(2) 時効の完成猶予と更新、時効の援用と放棄				
第14回	時効(3) 例題研究				
第15回	法人				
第16回	定期試験				
授業時間外の学習	1. 授業前には教科書の該当箇所に必ず目を通してください。分からない用語は調べてノートにまとめておいてください。(2時間程度) 2. 単元毎に、前回講義内容の確認（まとめチェック）を行います。講義の復習をしっかりと行ってください。(2時間程度)				
履修条件 受講のルール	六法を必ず持参してください（紙・電子書籍とも可）。レジュメは毎回ポータルサイトにアップします。授業までに予習をしてください。講義の際は、前回までのレジュメも見られるようにしておいてください。 民法総則は、ⅠとⅡを履修して全体像がわかりますので、前期には民法総則Ⅰを履修してください。				
テキスト	尾島茂樹『ベーシック＋民法総則』中央経済社				
参考文献・資料	池田真朗『スタートライン民法総論（第4版）』日本評論社、原田昌和ほか『民法総則』（日本評論社）、平野裕之『コア・テキスト民法Ⅰ 民法総則（第2版）』（新世社）、大村敦志『新基本民法1総則編（第2				

	版)』(有斐閣)、佐久間毅『民法の基礎 1 総則 (第 5 版)』(有斐閣)、内田貴『民法 I 総則・物権総論 (第 4 版)』(東京大学出版会)、角紀代恵『コンパクト民法 I 民法総則・物権法総論 (第 2 版)』新世社、中田邦博ほか『新プリメール民法 1 民法入門・総則 (第 3 版)』法律文化社、原田昌和ほか『民法 1 総則判例 30!』(有斐閣)
成績評価の方法	【試験 80%、受講態度 20%】 上記評価項目を基にして総合的に判断します。 ・出席確認時に不在だった場合は原則としてその回は欠席とします。 ・授業中に無許可で退出した場合は欠席とします。 ※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。
オフィスアワー	月曜日 14 : 40～16 : 10 水曜日 14 : 40～16 : 10
成績評価基準	秀(100～90 点)、優(89～80 点)、良(79～70 点)、可(69～60 点)、不可(59 点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	私は公務員として法務業務に携わり、コンプライアンスのほか、民事訴訟、行政訴訟も担当しました。この授業をとおして、民法の基本の考え方が、実務の場面でどのように用いられるのかについても話したいと思います。
学生へのメッセージ	総則では、民法全体にかかわる原則を学習します。具体例をイメージしながら学習を進めましょう。わからないことは積極的に質問して下さい。